

# 身延町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見募集の結果について

- 意見募集は終了しました。
- 平成26年12月1日(月)から平成27年1月4日(日)の期間、  
意見を募集しましたが、提出はありませんでした。

**実施したパブリック(意見募集)の内容は次のとおりでした。**

## ■ 趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

身延町では、この新制度にあわせ、平成27年度から平成31年度までの5年間にわたる身延町子ども・子育て支援事業計画を作成することになりました。

このたび、計画の素案をとりまとめましたので、下記のとおり町民の皆様のご意見を募集します。

## ■ 募集期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月4日(日)

## ■ 公表場所 ・身延町ホームページ

- ・身延町役場 子育て支援課（すこやかセンター内）
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所

## ■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方。
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

## ■ 意見の提出方法

計画の名称、ご意見、住所、氏名を明記し、直接担当課窓口（子育て支援課）にご持参いただくか、郵便（〒409-3304 身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内子育て支援課）、又は E メール（[hoiku@town.minobu.lg.jp](mailto:hoiku@town.minobu.lg.jp)）で身延町役場子育て支援課へ提出してください。

なお、住所、氏名の記載がないものは取扱いしません。

## 記載要領

1 「住所」、「氏名（ふりがな）」欄は必ずご記入ください。また整理の都合上、「年齢」、「性別」欄の記入にもご協力をお願いします。

なお、住所、氏名などの個人情報を公表することはありません。

2 「題名」欄は、何についてのご意見かをご記入ください。（記入例：「〇〇〇の推進について」）

3 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の主旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見として取り扱うことが難しい場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することがあります。

## ■ 意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日（平成27年3月予定）町ホームページ、子育て支援課で公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名を明記していないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの

## ■ お問い合わせ

子育て支援課

住所 〒409-3304 南巨摩郡身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

電話番号 0556-20-4580 E-mail hoiku@town.minobu.lg.jp